

辰野町新町発足 70 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、辰野町新町発足 70 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱においてロゴマークは、別表に掲げるものをいう。

(ロゴマークの権利)

第 3 条 ロゴマークの一切の権利は、辰野町（以下「町」という。）に帰属する。

(使用申請)

第 4 条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ、「辰野町新町発足 70 周年記念ロゴマーク使用申請書」（様式第 1 号）に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の手続を省略することができる。

- (1) 町及び町議会が実施する事業、業務等で使用する時。
- (2) 町内の学校が事業、業務等で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (4) その他町長が必要と認めた時。

(使用許可)

第 5 条 町長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が問題ないと認めるときは、使用許可を行うことができる。この場合において、町長は必要があると認めるときは、ロゴマークの使用について、条件を付することができる。なお、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、許可の対象とはならない。

- (1) 町の信用又は品位を害すると認められるもの。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められるもの。
- (4) 提供する商品やサービスの品質を保証・担保するものとして使用し、又はそのように見える使用をするもの。
- (5) 製造物責任における責任の所在を明らかにしていないもの。

(6) 募金活動と結びつけて使用するもの。

(7) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき、又は使用させるおそれがあるもの。

(8) その他、許可することが不適切と認められるもの。

2 町長は、前項の規定により使用許可を行ったときは、「辰野町新町発足 70 周年記念ロゴマーク使用許可書」(様式第 2 号)により当該申請者に通知する。

(使用期間)

第 6 条 ロゴマークを使用できる期間は、許可の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(使用料)

第 7 条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第 8 条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第 4 条第 1 項の規定による申請又は第 5 条の規定による使用許可の範囲内で使用すること。

(2) 前号に規定する使用の場合を除くほか、町に無断でロゴマークの複製、譲渡又は貸与を行うことその他の町の著作権等を侵害する行為を行わないこと。

(3) ロゴマークの変更、切除その他の改変をしないこと。

(4) 使用の開始に当たっては、第 4 条第 1 項の規定による申請又は第 5 条の規定による使用許可に係るロゴマークの使用の見本を速やかに町長に提出すること。ただし、見本の提出が困難なものについては、その写真及び設計図面等の提出をもって代えることができる。

(5) 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにすること。

(6) ロゴマークを使用する者は、商標法(昭和 34 年法律第 127 号)による商標登録、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。

(使用の取消し等)

第 9 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合又は第 5 条の規定に該当する場合は、使用許可を取消し、又はロゴマークの使用を中止させることができる。

(1) 申請書の内容に虚偽があるとき。

- (2) この要綱の規定に違反しているとき。
- (3) その他町長が不相当と認めるとき。
- 2 前項の規定により使用許可を取消す場合は、「辰野町新町発足 70 周年記念ロゴマーク使用取消書」(様式第 3 号)により行う。
- 3 第 1 項の規定により使用許可を取消された者は、ロゴマークの使用を直ちに中止しなければならない。

(責任の制限)

- 第 10 条 前条の規定により使用許可を取消し、又はロゴマークの使用を中止させた場合において、ロゴマークの使用者に損害が生じて、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。
- 2 ロゴマークの使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(変更届及び変更申請)

- 第 11 条 ロゴマークの使用者が、第 4 条第 1 項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「辰野町新町発足 70 周年記念ロゴマーク使用変更申請書」(様式第 4 号)に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許可することができる。
 - 3 前項の規定による許可は、「辰野町新町発足 70 周年記念ロゴマーク使用変更許可書」(様式第 5 号)により行う。

(個人情報の取り扱い)

- 第 12 条 この要綱に基づき収集した個人情報は、ロゴマークの使用の取扱いに関する事務以外の用途には使用しない。

(補則)

- 第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 7 年 2 月 25 日から適用する。